

理事会だより

第 6 号 発行:平成 28 年 1 月 1 日

新年あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

センターでは、引き続きコンプライアンス(ルールの順守)及びガバナンス(組織自治)の確立を図るとともに、情報の共有と開かれた透明性の高い理事会運営に努めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

平成 27 年度第 10 回理事会(H27.12.8)の会議状況や決定したことについてお知らせします。

この会議には、理事 12 名中 10 名が、監事 2 名中 1 名が、事務局から 3 名の職員が出席しました。

議事は、報告 5 件(事業実績、業務報告、各委員会委員長報告、月例監査結果報告、地域班会議等の状況)、議案 6 件(入会会員の承認、賛助会員の承認、財務規程の改正、規程等の整備規程の制定、特定個人情報事務取扱規則・同基本方針の制定、個人情報保護基本方針の制定)、協議 4 件(役員立候補手続規程、会員会費規約、平成 28 年度事業計画・予算、次期定総会の開催日)でした。

事業実績等について

4 月から 11 月までの 8 か月間の受注実績は、322,300 千円でした。前年の同期は 328,557 千円で、前年比 98.1%となっています。

会員数は、本年度当初の 855 名に対し、11 月 30 日現在では 902 名(男 623 名、女 279 名)で、47 名の増となっています。

委員会委員長報告から

“安全・適正就業対策委員会”

この委員会では、安全就業対策と適正就業対策というセンターの基本 2 課題について、協議しています。

安全就業対策について、本年度は、8 月には J R 出雲市駅北口のパルメイト(参加者 89 名)で、11 月には斐川文化会館(参加者 89 名)で安全推進大会を開催しました。身近な会場を設定したことにより例年以上の参加が得られましたので、来年度も複数回の開催を計画したいと考えています。

一方、適正就業対策については、特定の会員に就業が偏ることによって不公平感が高じたり未就業会員が増大したりすることのないよう、また安全就業に支障が出ないよう次の就業ルールが定められています。

- ①臨時的・短期的な就業は月 10 日以内
- ②軽易な業務は週 20 時間以内
- ③同一施設での管理業務の就業年限は原則 1 年、最大でも 6 年以内
- ④就労年齢は、概ね 80 歳まで。
- ⑤公用車の運転は、70 歳まで。

これらについて、審査会を開催し、会員ごと及び業務ごとに点検し、適正就業・安全就業に取り組んでいます。

なお、安全就業と適正就業をひとつの委員会で担当するにはあまりにも広範囲であることから安全就業と適正就業を分離し、それぞれ別の委員会で担務すべきであるとの意見も出されており、今後理事会で議論してまいります。

月例監査結果について

平成 27 年 11 月 30 日に実施された月例監査の結果、監事から下記の指摘がありました。事務局では、次のとおり対応等してまいります。

[指摘①] 国及び市の補助金の受取は、専用口座を設けて行うこと。定期預金の受取利息を都度収入計上すること。

{対応} 指摘のとおり対応します。

[指摘②] 見掛け上の就業率は 85%程度となっているが、就業延べ時間が会員ごとに集計(名寄せ)されていないことから、実態が不明である。詳細なデータ収集・解析を行い、適正就業につなげられたい。

{対応} 現行の管理システムで可能かどうか調査します。できない場合は、別方策を検討します。

[指摘③] 不適正な請負業務を派遣業務に切り替えるべく精力的に取り組んでおられることについて評価します。過去の轍を踏むことのないよう適正な基準を定め運用されたい。

{対応} 適切に対応してまいります。

地域班会議等の状況について

(1) 地域班会議開催状況

9月から10月にかけて31の地域班会議が開催されました。会員数873名に対し334名の出席(出席率38%)でした。

(2) 地域班会議での意見等

全体で72の意見・質問・要望が出されました。「意見・質問・要望」と「回答」については、別紙をご覧ください。

(3) 地域班への助成金交付状況

31の地域班すべてから助成金交付申請が出され、総額586,500円の助成金を交付しました。各地域班で有効に活用してください。

(4) 地域班によるボランティア活動

10月のシルバー普及啓発月間に地域班によるボランティア活動が行われました。活動場所はコミセンなどの公共施設、作業としては除草、清掃がほとんどでした。おつかれさまでした。なお、参加率は43%でした。

規程等の制定・改正について

(1) 財務規程の改正

財務規程は、会計基準などを定めることにより、収支予算及び収支決算などの会計処理を適切に行うとともに、経営状況を明らかにすることを目的に定められているものです。この度、必要な改正を行いました。

(2) 規程等の整備に関する規程の制定

センターでは、定款を最上位の定めとし、その下に規程等を制定していますが、①規程等のそれぞれの名称(規約、規程、規則、要綱等)と意義について、特段の定めがなく、随意的名称が用いられてきたこと。②規程等

の制定・改廃権限が誰に属するかの基準が定めてないこと。③立法技術上課題のある処理が行われてきたことから、体裁、文言、書き振りに統一性がないこと。などの問題がありました。

こうしたことから今回、規程等を制定改廃する際の基本的なルール(名称、意義、制定改廃権限など)を定める規程を制定しました。

(3) 特定個人情報事務取扱規則及び特定個人情報取扱基本方針の制定

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる『番号法(マイナンバー法)』が、平成28年1月1日から実質的に運用されるに当たり、番号法の要請に基づき、センターにおける特定個人情報の取り扱いを定める「特定個人情報事務取扱規則」及び番号法に対するセンターの基本方針を対外的に宣言する「特定個人情報取扱基本方針」を制定しました。

(4) 個人情報保護基本方針の制定

センターでは、個人情報の保護に関する法律に基づき、平成18年4月1日にセンターの「個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人情報の適正な取り扱いに関する基本事項を規定しています。この規程と対をなす「個人情報保護基本方針」をこのたび制定しました。

次期定時総会の開催日について

第6回(通算第41回)定時総会を平成28年6月7日(火)の午後に開催することを申し合わせました。正式決定した段階であらためてお知らせいたします。

理事会を傍聴できます

理事会の傍聴を希望される会員は、事務局へご連絡ください。なお、定員は8名です。

定例理事会開催日(いずれも火曜日、13:30-16:30、センター会議室):平成28年2月9日、3月8日、4月12日、5月17日

以上